

園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会  
合併協定項目の調整方針（一部抜粋・要約）

■ 基本理念

新しい市建設のための具体的な協議材料として、町民生活に深く関わりのある項目を中心に、今日まで培ってきた各町の独自性を尊重しながら、ゆるやかな合併を前提に、真に住民福祉の向上をめざすことを理念とし、将来にわたり農村にもう一度人が住み、若者が定住できる環境づくりを進めるための検討を行うことを目的とする。

■ 調整方針（要約）

1. 住民福祉向上の原則

現行サービスの水準を低下させないことを原則として調整する。

2. 負担公平の原則

住民が直接負担するものにおいては、負担公平の原則に立ち、住民が不公平感を持つことがないように十分配慮し、調整に努める。

ただし、新市への移行期において負担の急激な変化が生じるものについては、激変緩和策等を考慮する。

3. 健全な財政運営の原則

合併を機に財政の再編成を行い、財源の安定的な確保を図るとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指す。

4. 行政改革推進及び適正規模準拠の原則

行政需要に対応し得る専門的かつ機能的な組織づくりに努める。また、既存の行政サービスの積極的な見直しに努める。

5. 一体性の確保の原則

生活関連基盤の安定的な稼働等住民生活に関わる事項については混乱をきたさないよう速やかな一本化に努め、円滑にサービスが提供できるように努める。

合併協定項目の  
調整方針を決定

第2回合併協議会において、合併協定項目の調整方針が、左記のとおり決定されました。  
今後、協議会はもとより、小委員会、幹事会及び専門部会・分科会においても、次の原則を総合的に勘案して、協議・調整されることとなります。

専門部会・分科会  
での検討がスタート

4月21日に園部国際交流会館において専門部会会議が開催され、専門部会・分科会の活動がスタートしました。

専門部会・分科会では、合併協定項目に関連する全ての事務事業について、4町における現況を調査して相違点等を明らかにし、課題の抽出を行います。また、その調整（案）を検討し、幹事会に報告します。

なお、幹事会での協議を経た調整（案）は、小委員会でも審議され、最終的には協議会において、合併協定項目として決定されます。

